・この様式はコピーをして使用してください。または、本会の HP からダウンロードできます。 ・証明内容についてお問い合わせする場合がありますので、証明者は写しを取って保管してください。

## 様式 3

令和5年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験

## 実務経験証明書

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 会長様

※受付番号

証明日		令和5年		月	日	
見	込	見	込	期間・日数が, いない場合のみ	足りて	

※見込の場合は確定し次第、再度提出してください。

	法人・施設・事	業所名称						(1)	(衣印)			
	所 在 地	: 地										
	代 表 者	役 職 名			氏 名							
			所属・役職名		<u> </u>		氏 名					
	証明書作成者		77TP-4 TX-1997-LI		ふりがな(		A 4		)	)11		
	電話番号	電話番号 -					P	内線( )				
	下記の者の実務経験は											
	氏 名				生年月日	昭和•平原	年	月		日		
	施設•事業所名				施設・事業	所の種別	□ 地域密着型 □ 認知症対応型					
	介護保険・障害福祉サービス事業所番号 (医療施設・行政機関は記入不要)				ア 事業所指定 (医療施設・行政	日 機関は記入不要)	昭 令 平	年 月	月 日			
古	職種名				イ 左記職種の業務開始日 昭 令 平			年 月	月 日			
	国家資格等				ウ 資格取得・	登録日	昭 令 平	年 月	目 日			
い 	業務内容 (必ず該当業務の口のどち らかに√をしてください)				援助業務 答経験コード BC	援助業務 経験コード B01~B09) (P9~11						
	直接対人援助業務	<b>(開 始 日)</b> ※上記ア・イ・ウの最も新しい日 から起算	付 ※令和5年5月	<b>了 日)</b> 25日以降の場合は の省略が可能	実務経 ※1カ月未満 (備考		※従事日数の根拠とないが、関連する記録 なごとを証明できる	とから明らかに必 場合のみ選択可 -	は」等が保存され 要従事日数を超 <b>900日間</b>	置えてい		
	実務経験期間	昭 令 ア・イ・ウ 平 <b>年 月</b>	昭 令 平 年	月日	年	月間	従事日数			日間		
	施設・事業所名			施設・事業	所の種別	□ 地域密着型	昏型 □ 認知症対応型					
———▼ 新 し	介護保険・障害福祉サー (医療施設・行政機関は記入				ァ 事業所指定 (医療施設・行政	日 機関は記入不要)	昭 令 平	年 月	<b>1</b> 11			
	職種名				イ 左記職種の	業務開始日	昭 令 平	年 月	日			
	国家資格等				ウ資格取得・	登録日	昭 令 平	年 月	<b>1</b> 1			
い	業務内容 (必ず該当業務の口のどち らかにくをしてください)	国家資格等に(実務経験コー	基づく業務 -ド A01~A21)		援助業務 務経験コード BC	)1~B09)	実務経験 コード (P9~11参照)					
	直接対人援助業務	(開 始 日) ※上記ア・イ・ウの最も新しい日 から起算	付 ※令和5年5月	<b>了 日)</b> 25日以降の場合は の省略が可能	実務経駅 ※1カ月未満頭 (備考		※従事日数の根拠とないが、関連する記録 ることを証明できる		り 要従事日数を超 900日間			
	実務経験期間	昭 令 ア・イ・ウ 平 <b>年 月</b>	昭 令 平 <b>日 ~ 年</b>	月日	年	月間	従事日数			日間		
注	1 各欄の記入にあたっては、令和5年度受験案内 <b>「実務経験証明書の記入方法」</b> (P26~27) <b>「実務経験コード表」</b> (P9~10) <b>「申込に関するQ&amp;A」</b> (ふれあいネット信州HP)											
意事項	2 「証明者」は法人・施 人本部の証明権限を有	) 「実務経験算定の具体例」(P50) を参照にしてください。本会 HP「ふれあいネット信州」にも掲載しています。 は法人・施設・事業所・機関・団体等の証明権限を持つ方とします。同一法人の経営する複数事業所での証明をする場合は、証明者は法証明権限を有する方とします。なお、職印は証明者の職名が分かる印鑑(代表印)を使用してください。 を訂正した場合は ―― で訂正し、証明者の印ではなく、代表者印を押印してください。なお、修正テープ等による訂正は認められません。										
	3 業務については、要接 国家資格等を有してい	要援護者に対する直積的な対人援助業務が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。 ていても、要援護者に対する直積的な対人援助業務でない教育、研究、営業、事務等を行っている期間・日数は実務経験には含										
	まれません。 4 不正の手段によって当 法第60条の31)	手段によって当該試験を受けた、又は受けようとした場合、合格決定を取り消し、又は受験することを禁止することがあります。(介護保険										
	又、上記により合格を	と取り消された場合介護支援専			第 69 条の 6 第 1 項第	第4号)						
			1 '	通算実務								